

紀北広域連合介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱」(以下「要綱」という。)第6条の規定に基づき、業務管理体制の届出に関し必要な事項を定め、業務の円滑な処理を図ることを目的とする。

(所管)

第2条 この業務は、紀北広域連合が所管する。

(届出事項の届出先)

第3条 介護サービス事業者は、要綱第2条から第4条に係る届出を行う場合は、各号様式に関係書類を添え、紀北広域連合に届け出るものとする。

2 介護サービス事業者は、事業所数の変更により、第2号様式に記載の「7」または「8」を追加する必要がある場合は、当該様式の該当項目番号に○を付け、関係資料を添え、紀北広域連合に届け出るものとする。

(届出事項に係る事務処理)

第4条 紀北広域連合は、前条の規定による届出を受けた場合は、届出事項に誤りがないかの確認を行うとともに、情報のデータ入力及び管理を行わなければならない。

(届出期日)

第5条 前項に定める日以降に新たに介護保険事業者となった者については、介護保険事業所の指定を受けた日から14日以内に要綱第2条の届出を行わなければならない。

2 要綱第3条及び第4条に規定された変更に係る届出については、変更が生じた日から14日以内に行わなければならない。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。